

藝文

第貳拾年第七號

おを所屬辨についての一疑問

龜田次郎

一

中世以後、我五十音圖に於ける阿行の「お」和行の「を」の所屬錯誤し、學者久しく其を悟らず古言解釋に際しても、また字音研究についても、大に窮して隨分無理な説明をして居たのである。然るに、徳川時代に至つて、此所屬が正され、茲に初めて從來の種々の不都合や、無理な解釋や、疑問のあつた諸點が、一時に氷解されたのである。此おを所屬辨の出現は、實に我國語學史上の一大事件である。今自分は此所屬辨について、聊所思を述べて見ようとおもふのである。

二

此おを所屬辨の創唱については、已に保科孝一先生の名著「國語學史」(明治四十年

おを所屬についての一疑問

十二月廿五日刊に於て、富士谷成章の「脚結抄」を評論せられた中に、

おわりにを、おの所屬お改めている。これわ、宣長の字音假字用格のおを所屬辨お見て、成章の門人がひそかに改めたのであるとゆー説がある。一體字音假字用格わ、安永四年に脱稿して同五年に刊行せられたものであるが、脚結抄わ安永二年に出来上つて、同七年に刊行せられたものである。でこの二書わ、相前後して公になつたのであるから、この所屬お改正したのわ、成章がはじめであるか、宣長がはじめであるかわ、之お判定するに苦むのであるが、この問題わ、はやくから學者間の疑問になつたものと見えて、平田篤胤わ、この所屬わ成章の門人が本居翁の説お見て、ひそかにあらためたとゆー世間の説お駁して、この所屬お改めたのわ、兩大人獨立の見識に原いたものであると言つておる。富士谷御杖も、この改正わ、成章の獨立の意見であると論じ、上田秋成もこの問題についてわ、成章お、度外におくことが出来ない、とゆーことお説いている。しかるにこの所屬についてわ、成章の『たてぬきの辨』どゆーものがある、とゆーことがみえているが、それわいかなるものであるか、今日の世の中に、傳つていないから、よくわかりかねるのである。もし、これがあらわれていたら、この疑問わ、あきらかに解けたかも知れんのである。とにかく、こ

れわ一の研究すべき問題であらうと信する(九五—九六頁)

と述べられ、また本居宣長の「字音假字用格」を評論せられた中に、

しかるに、こゝに一の注意すべきことわ、於乎の所屬お正したのわ、果して宣長翁がはじめであるか、又、翁が獨立に發見したものであるかとゆーことである。ある人わ、この所屬について、釋文雄が或程度まで手解きしてあつたのお、宣長翁が受繼で、立派なものに仕立てたのである——といっているし、又この所屬の改正についてわ、富士谷成章とゆー學者のあることお忘れてわならんといつておる。とにかくこの所屬についてわ、成章と宣長とが全く獨立に考へついたものであるかど——かについてわ、既に述べたと——り、先輩の説もあることであるから、なお甚深の研究お要するのである(一六四頁)

といつて居られる如く、從來種々學者の説があるが、大體本居宣長の「字音假字用格」に見える「おを所屬辨」と、富士谷成章の「脚結抄」に見える「經緯圖」の註との二説に歸するのである。尤も此兩人は全く獨立に考へついたので無く、其先輩若くば同輩の所説から、多少のヒントを得て、此卓見を確立したのかも知れないが、兎にも角にも此卓見を創唱した點は、大に感謝に堪へぬ所である。而して此兩人の所説について、斯道の

學者は、各其主張を異にし、互に其創唱の功を論議してゐるのである。今自分は此事に關して從來調べた所を下に述べて、聊卑見を記さうとおもふのである。

富士谷成章は、『脚結抄第一卷』おほむね「下に『經緯圖』として、五十音圖を掲げ、『お』を阿行に、『を』を和行に置き、其下註に、

世にたてぬきのことわりをしらぬ人、あたてのおもしをわたてにおき、わたてのをもしをあたてにおくはあやまれり、師説たてぬきの辨あり、(十三丁オ)

と記して居る。此『脚結抄』は、北邊口授門人吉川彦富、井上義胤筆受として刊行してゐるのである。即ち今日の講義筆記の體裁になつてゐるのである。然るに「たきぬき」の辨は、今日傳はつてゐない様である。

本居宣長は、『字音假字用格』に於て、『お』を所屬辨」と題し、

おハ輕クシテあ行ニ屬シ、をハ重クシテわ行ニ屬ス。然ルヲ古來錯リテ、をヲあ行ニ屬テ輕トシ、おヲわ行ニ屬メ重トス。諸説一同ニシテ、數百年來イマダ其非ヲ曉レル人ナシ。故ニ古言ヲ解クニモ、此ノおをニツキテハ、此レ彼レ快カラザルヲアリ。又字音ノ假字ヲ辨ルニハ、イヨク、舊本ノ如クニテハ、諸字ノ假字一ツモ韻書ト合フ者無ク、諸説コ、ニ至テ皆窮セリ。是ニ因テ、予年來此ノ假字ニ心ヲ盡シテ

近キコロ始テ所屬ノ錯レルヲサトリ、右ノ如ク是ヲ改メテ驗ルニ、古言及ビ字音ノ疑ハシキ者悉ク渙然トシテ氷釋セリ。

と冒頭に論じ、更に數個條に分つて、其所論を述べてゐるのである。

以上は兩人の意見の要點であるが、自分は此兩人の卓見について、一の疑念を抱くに至つたので、其を下に叙述して、大方の教を俟つ次第である。

此二説は、其發表の年代からいへば、

脚結抄 安永二年六月門人識 安永七年三月刊

字音假字用格 安永四年正月自序 安永五年正月刊

であつて、多少前後はあるが、殆ど同時代といつてよいのである。それで此發表の年代からは唱道の先後を決定する事は難しい。されば他の方面から此問題の判定をせねばならぬのである。富士谷成章の著述で、「脚結抄」の姉妹書である「挿頭抄」を見ると、其刊行年代は管見の及ぶ限では未詳であるが、「明和四年丁亥仲春吉川彦富山口高端同識」と卷首にあるから、「明和四年」以後の刊であるのは確である。「脚結抄」より六年前に成り、早くて十一年以前頃に刊行したのである。此「挿頭抄」の内容を見ると、其所載の語彙配列に於て、「阿行に」を、「和行に」を置いて、夫々説明解釋が施してある。此

點が一疑問を起さしめるのである。僅數年乃至十年程より隔つてゐない著述に、尙依然としておを所屬の錯誤した記載である。或は此「挿頭抄」成稿後、富士谷成章が氣付いておを所屬を改めたのかも知れ無いが、それならば、何故此書は後年屢其版を重ねてゐるのであるから早く其當時訂正しなかつたか。又何故改訂せずに放擲して顧みなかつたか。自分の第一、疑念に堪へぬのは此點に存するのである。然るに自分は後年此おを所屬辨の完成した東條義門の「於乎輕重義」を見ると、其上卷の中に下の如き記事がある。

サテ又事ノツイテニイハン。韻鏡藤氏傳、又あゆひ抄經緯圖ナトニ、アイウエオトアルハミナノチニカノ板ヲハコトサラニ彫リ改メシニテ、ソノ書牋ノ發行シンメシ、スナハチノ本ニハ、ミナ阿行ニ㊦ヲ置ケリシヲ後ニ改メタリシ也。サルハ恐クハ用格ニ服シテノシワサナランヲ、今ノ本ノミ、テ用格ノイテサル前ニモ改シ人アルソナトイフハヲコ也。現流ノあゆひ抄ハ、立居圖モおヲ安行ニ屬セリトイヘ尺、ソノ書ニタグヘル同作ノかさし抄ニ、あハれ、いク、えやをナトヲアゲタルトロニ、をりぞへナトヲイダシ、わきてヲアグルツバキニ、おなし、く、おのつからナトヲイタセルハ、をヲ阿行、おヲ和行トコ、ロエタリシヲハ覆フニ能ハサルトコロ也。

又藤氏傳ハ、初出ノハ十六攝ノ次第、磨光等ト同キヲ後ニハ流攝ヲ卅九轉トシ、深攝ヲ四十轉トシ、咸攝ヲ四十一二三ノ三轉トシ、曾攝ヲ卅七八ノ兩轉トカヘオケルヲ、ソノ改メタルカタノ本ニハ、イハユル㊦㊧ヲオキカヘ、サラニ又五十字文新譯トイヒテ一圖ヲ加ヘテ阿行ニ與字ヲ書シ、ソノ左右ニ㊨㊩トツケタルナドミナ前板ニハミエサルヲ也。サレハコソ後板ノ本ソノ丁數四トイヘルトコロ二番アルナレ。泰山氏ノ藤氏傳ハ、ツトメテ藤氏傳ヲ非スレモ、コ、ニハ心ツカサリシニヤ。ソノ書ニ七音直拗圖ヲ評論セル處ニイヘルヤウ㊪㊫㊬㊭㊮。行ノ字ト識別セルハ是ナリ等トイヒテ、次ニ㊯㊰ハ和行㊱ハア。行ニ屬スヘキヲ舊傳錯テ㊲ヲ行ニセルハ非ナルヨシイヘルモ、舊圖トハ藤氏傳ヨリサキノ諸圖ニナセルオモムキナリ。抑藤氏傳ハハシメタ、舊圖ノ如ク㊳㊴ヲ行ニノミオキテアリシコトハ、同書ナル四十三轉ノ韻圖ニ(㊵)(㊶)(㊷)ナトヲ(㊸)(㊹)(㊺)トセルヲ改メモラセルカナホオホカルヲミテモ、又三十六母助紐總括ノ圖ヲ檢シテモ明ナルヲヤ。サテ藤氏傳前板ニハ、雜記トテアケタル中ニ、韻鏡之經在五十字等トイヘル二條アルヲ、カノ改メタル本ニハソレヲノゾキテ、カフルニ陽得兼陰等ノ二條ヲ以テセルヲ、ソコニ「イエ者退不用之地而ウヲ者猶用之也」トイヘル處ハ、コレ卒然トシテヲト書セルナルヘシ。タ、

ソノ後ニ題セル人ノ文ニ、伊優藹奧トアルノミハ固ヨリ阿行ノ正キニカナヘリ。
 コレハカノ三密抄ノ衣々於々ト一般ニテ、ユクリカニ奧ハ(ヲウ)ナリト思ヒツ、オ
 ノツカラ正キニカナヒシニコソ。抑カクマテコレヲイフハ用ナキコトトモイフ
 ヘケレド、人ノ惑ヒトナランカウレタサニナン。サテ右藤氏傳ニマレ、あゆひ抄ニ
 マレ、假令用格ニヨレルニハアラテ全クオノレト改メタルカ暗合セルナリトイフ
 凡用格ノ如クソノ辨ヲノコサ、ルトキハサラニソノ詮ナキニアラスヤ。ナホイ
 ハ、用格ノ样行セルハ安永中ナレト、ソノ人ノ考ヘハ、ソレヨリモ已前ニアリケン
 1、明和中ニ物セシ古事記傳ノ初卷ニマヅシラレタルヤ。但シシカステニ考得
 タリケンモノヲ和訓栞ノ序ヲ物スルトキ、ナトテ栞者ニ忠告シテ宜キニ从ハシメ
 ハセサリケン、サハムネセハキシワサトヤイフヘカラン。然レ凡今世此1ノ明ニ
 ナリユクハ、全ク用格者ノヒカリニゾアリケル。

此は京都眞敬寺舊藏本で、上卷は湛靜、下卷は法雲の兩門人の手に成つた小濱妙玄寺
 所藏本に依つて抄録したのである。尙本書には白井寛蔭所藏本を、後に黒川春村、敷
 田年治、古川躬行三翁の手を経て謄寫した一本もあるが此抄録した箇所は、兩書其本
 文殆ど同文である。自分は前者を初稿本と認めてゐるので、まづそれに依據した次

第である。

此抄録文中に見える富士谷、本居兩人と殆ど同時代に發表した富森一齋の「韻鏡藤氏傳」(明和六年三月自序、安永五年正月刊)の所論に對する細評は、本篇論旨以外の事に屬して別問題であるし、且此「韻鏡藤氏傳」を辨斥した秦山蔚の「音韻斷下卷、韻鏡非藤氏傳」(寛政十一年三月刊)にも、おを所屬の所説が三丁ウー四丁ウに見えてゐるが、これは已に其時代も後年であつて、別に本篇に直接關係の無い事であるから、凡て省略して論述せずに置く。

此抄録した「於乎輕重義」上卷の文に依ると、脚結抄の「經緯圖」は、後年改正したもので、初板には矢張おをの所屬を錯誤してあつた様である。自分は未だ此初板本を見無いのであるが、義門師は此を目撃せられた様である。又前記自分の指摘した「挿頭抄」所載の語彙配列に於て、おを錯誤の事實は、今日流布本に依つても、明かに知悉せられるのである。

以上の事實から考へて、自分は、我五十音圖おを所屬辨の創唱について、一疑問を起さずにはゐられ無いのである。若し果して義門師の述べた如く「脚結抄」の初板におを錯誤してゐたのを、再板以後訂正したものとせば、何等論述の要も無い事であるが、

何故此脚結抄の經緯圖の箇處のみを訂正して、他の姉妹書、挿頭抄の語彙配列のおを
 錯誤の箇所をも同時に改板せざりしか。縦此二書は刊行年月が異つてゐたにせよ、
 共に北邊塾の藏板である。而も挿頭抄に於て改板する處は、僅に數葉に止まるので
 ある。或は挿頭抄は刊行後數年を経て已に世に流布して仕舞つたので、其儘放擲し
 て顧みなかつたのであるのか。然しながらまた一代の語學者で、而も考證家である
 義門師の前掲の言は無下に看過すべきものでは無からうと考へる。自分は前にも
 述べた如く、義門師のいはれる初板本は未だ見ないのであるから、此事については斷
 定は出来ないのであるが、他日此初板本のおを錯誤のものを得たならば、亦何等異論
 や疑念は起らないのである。尙、また最近、自分は、大谷大學に於て、平田篤胤翁の舊藏
 本で、卷末に朱字で、

乙酉六月廿七日一過讀了、嗚呼不盡谷氏所譯甚好、是一變而爲本居氏、於是乎有可觀
 者、其創意乃不盡谷氏是也、岡本保孝識 丙戌八月再讀右あゆひ抄全部、岡本氏の本
 を借りて、同じ主の書入を其まゝに寫し取たる也。

天保十年十二月

氣吹舍

の識語ある脚結抄を見、其書入を閱せるに、經緯圖の上に、また朱字で、

たをの所屬ハ本居氏のはしめて考られし事と思ひしに、此書にかくあるをみれハ、不盡谷氏をやはしめといはむ。

○後ニかさし抄ヲミレハ、阿伊字衣、袁云々和、於ト次第シテ挿頭ノ詞ヲ説レタリ。

サレハ、コ、ノ圖ハ、アトヨリアラタメタルモノニテ、本居氏ノ説ヲヌスメルモノ也。
ヲカシ〜。

師説

いとみまほし。

と書入してあるのを讀んだが、それで自分は愈益富士谷成章翁のおを所屬説について疑念を深くするに至つたのである。然し以上縷述した丈の事實では、自分は、世上、普通一般の説の如くに、未だ、本居宣長翁の所論を以て、其創唱と斷言する事も出来無い。況んや、富士谷成章翁の所論を、前掲諸學者の如く剽竊改訂したと論定する丈の勇氣は出ないのである。只自分は、其調査目撃した事實を列舉して、此我國語學史上特書すべき一大卓見に關して、大方の教示を仰ぎ、自分の抱ける疑念を一日も早く氷解せんことを切望するのである。

三

以上叙述した所で、我國語學史上の特筆すべき、おを所屬辨について、先哲二大語學者の卓見を記し、これに對して後世の諸學者が如何に論述したかを示したのである。又此卓見の唱道が兩人の何れにしても自分は其創唱の功績については、滿腔の敬意を表する者であるが、只其真正の唱道者について、未だ斷定の出來ないのを誠に遺憾とするのである。冀くは世上同好の諸賢が此問題について自分の抱く疑念を氷釋する解決を與へられんことを偏に願ふものである。今、茲に此一篇を草して其敦示を俟つ次第である。（昭和四年六月十日稿）